

# 高齢受給者証自己負担（一部負担金）割合の判定方法

## 第1次判定

同一世帯（70～74歳）の国民健康保険被保険者の  
市民税課税所得（2人以上の場合は高い方）で負担割合を判定

課税所得145万円未満

2割負担

課税所得145万円以上

3割負担

課税所得とは

収入額－必要経費等＝所得

所得－各種所得控除＝課税所得

※ただし、昭和20年1月2日以降生まれの国保加入者がいる世帯で、70～74歳の国保加入者の旧ただし書き所得（総所得金額等－基礎控除）の合計額が210万円以下の場合は、2割負担

## 第2次判定

同一世帯（70～74歳）の国民健康保険被保険者の収入等の合計額で判定  
※「基準収入額適用申請書」の提出が必要です。

被保険者1人 : 383万円未満  
被保険者2人以上 : 520万円未満

2割負担

被保険者1人 : 383万円以上  
被保険者2人以上 : 520万円以上

3割負担

3割負担で同一世帯内に後期高齢者医療の被保険者がいる方へ

下記の条件をすべて満たす方は、「基準収入額適用申請書」の提出により2割負担になります。

- ① 70～74歳の単身の国民健康保険被保険者で課税所得145万円以上・収入383万円以上の方
- ② 同一世帯内の後期高齢者医療被保険者と①の方を合わせた収入が520万円未満

※ 後期高齢者医療の被保険者は、一定の条件がありますので詳細はお問合せ下さい。